

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2013. 7. 4(木)
No. 203

自民党憲法改正草案で日本はどうなる 国家権力をしばる憲法から 国民をしばる憲法へ

安倍総理率いる自民党は、憲法を変えようと執念を燃やしています。参院選の争点の一つにもなっています。自民党は昨年4月27日、自民党憲法改正草案を発表しました。憲法の基本的な人権の尊重・民主主義・平和主義（戦争放棄）の三大原則は守られているのでしょうか。自民党は、改憲手続きのハードルを低くしようと、憲法改定要件を両院の3分の2以上の議員の賛成を必要としている。現行憲法の第96条を、2分の1以上に変えようとしています。立憲主義の精神をまったく理解していない、姑息な自民党憲法改正案に対し、改憲派の憲法学者の中から、批判する人が続出しています。自民党の憲法改正案を検証してみます。

天皇の元首化

自民党改定案（以下、改定案）は前文を大幅に変えています。現行憲法では「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないことを決意」と謳っていますが、改定案は一切言及していません。改定案は「国民統合の象徴である天皇を戴く」国家であることを強調します。また「自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守」と謳います。まるで学習指導要領の一文かと疑いたくなります。現行憲法の崇高な理念はどこに消えてしまったのでしょうか。

国防軍の創設

改定案は第1条で天皇を元首と規定します。第3条で国旗と国歌を規定します。そして尊重義務を課しています。最高法規で日の丸・君が代を強制しようとしています。戦前復帰のようです。現行憲法の第9条で、戦争放棄を謳い、陸海空その他の戦力を保持しないことと交戦権を放棄することを宣言しましたが、改定案は国防軍を持つことを謳います。「国及び国民を守るため」と謳いますが、海外にある日本企業及び日本人の安全を守るために日本の軍隊を海外に派兵することを前



「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持」するために活動する、とあります。日米安保を絶対視している自民政権であれば当然、アメリカが海外で行っている紛争への協力や国連の平和維持活動（全てアメリカの国益にかなった活動です）に軍隊を送り出すことを想定しています。核兵器を無くすと言っているア



アメリカのオバマ大統領ですが、一方で、自国の利益を守るためには核兵器の使用を否定していません。いまこそ、武力に依らない平和外交が力を発揮する世界だ、ということとを平和憲法を持つ日本から発信すべきです。

思想と良心の自由に制限

思想及び良心の自由を規定する条項を見ると、現行憲法は第19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定しています。国民一人ひとりの思想及び良心は、国家権力であつても侵してはならないとされています。しかし改定案は「思想及び良心の自由は、保障する」としています。「侵してはならない」というのがより強い規定でしょう。現行憲法の第21条は「集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」

とありますが、改定案は新たに2項を設け、「公共及び公の秩序を害しない限り」としました。公共及び公の秩序とはどういう概念なのか不明です。時の政府の解釈でいかようにでもなるのでは、正当な集会や言論の自由が本当に守られるのか危惧されます。

現行憲法は特別裁判を認めていませんが、改定案は特別裁判を認めています。軍法会議です。日米安保条約の下、アメリカ軍人が日本国内で殺人、暴行、交通事故等の事件を起こしても、日本の警察は犯人を逮捕することはできません。また、検察や被害者が日本の裁判所に訴えを起こすことはできません。治外法権の状態です。それと同じことが日本の中で生まれることとなります。



「集會・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」現行憲法は第97条で「基本的な人権は（略）現

在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利であることを宣言してきます。ところが改定案は条項全文を削除しました。

緊急事態時は権利制限

改定案は新たに緊急事態が生じた場合を規定しました。緊急事態宣言が出た場合は、国民は国と公の機関の支持に従わなければならない、と謳っています。国民の上に国家を位置づけたのです。

国民を拘束する憲法へ

現行憲法は、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は憲法を尊重し擁護する義務があると謳っていますが、改定案は天皇と摂政を外しました。天皇と摂政は憲法を尊重し擁護する義務がない、とはいいたい何なんでしょうか。そして改定案はいいいます。「全て国民は、この憲法を尊重しなければならぬ」と。国家権力を縛る憲法から、国民を縛る憲法へと、憲法は全く異なるものに変えられようとしています。改憲NO!の声を!